

# 「寿志の里 短期入所生活介護」 重要事項説明書・利用契約書・個人情報に関する同意書

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(大分市指定 第 4470104219 号)

当施設は、ご契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供します。  
施設の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明  
します。

## ◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人
2. ご利用施設
3. 居室の概要
4. 職員の配置状況
5. 当施設が提供するサービスと利用料金
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）
7. 緊急時の対応について
8. 苦情の受付について
9. 重要事項説明書付属文書

契約年月日	年	月	日
契約者氏名			様
説明者	(職名)	(氏名)	

# 社会福祉法人 龍和会

## 寿志の里 短期入所生活介護サービス サービス利用説明書（重要事項説明書）

当事業所は契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果、「要支援 1、2」「要介護」と認定された方が対象となります。

### 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 龍和会
- (2) 所在地 大分県大分市大字中判田 1342 番地の 3
- (3) 電話・FAX 電話：097-548-8201 F A X：097-597-6677
- (4) 代表者氏名 理事長 衛藤 龍
- (5) 設立年月日 平成 17 年 7 月 8 日

### 2. 事業所の概要

事業所の種類	指定短期入所生活介護事業所 平成 18 年 4 月 1 日指定大分市 4470104219 号) 当事業所は特別養護老人ホームに併設されています。
事業所の目的	介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。
事業所の名称	寿志の里ショートステイサービス
事業所の所在地	〒870-1113 大分県大分市大字中判田 1342 番地の 3
電話・FAX	電話：097-548-8201 FAX：097-597-6677
事業所長名	宮崎 眞光
事業所の運営方針	① サービス計画に基づき、看護、介護、機能訓練その他日常的に必要なとされる日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すと共に利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が 1 日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。 ② 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努める。
開設年月日	平成 18 年 4 月 1 日
利用定員	18 名

### 3. 居室等の概要

当施設はユニット型であり以下の居室・設備をご用意しています。

#### ① ユニットの概要（1ユニットあたり）

居室・設備の種類	数	備 考
ユニット型個室	9	定員9名（2ユニット）
共同生活室	1	
浴 室	1	
台 所	1	
トイレ	3	

#### ② その他の設備

居室・設備の種類	数	備 考
医務室	1	
特殊浴槽	1	
準公共施設	2	1フロアに1ヶ所
地域交流スペース	1	

#### ※居室の変更について

ご契約者から居室変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定いたします。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族と協議の上で決定いたします。

#### 4. 職員の配置状況・主な職種の勤務体制

当事業所では、ご契約者に対して、指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。なお、特別養護老人ホームと併設の為、全員が兼務いたします。

職 種	指定基準	配置状況	勤務体制
施設長	1名	1名	8：30～17：30
事務部長		1名	
事務職員		3名	
生活相談員	1名	2名以上	
管理栄養士	1名	1名	
機能訓練指導員	1名	1名	
介護支援専門員	1名	1名以上（兼務）	
看護職員	3名	4名以上	7：00～19：00
介護職員	20名	45名以上 （短時間パート含む）	日勤 6：50～22：00 夜勤 19：00～7：00

※事務室の窓口業務は上記の時間帯となっております。ご用のある方、お電話等は  
業務時間内をお願いいたします

## 5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設ではご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険の対象となる場合
- (2) 利用料金の全額をご利用者にご負担いただく場合があります。

### (1) 介護保険給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、滞在費、食費を除き9割、8割、7割が介護保険から給付されます。

食事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事業所では管理栄養士が作成した献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態及び嗜好を配慮した食事を提供します。</li> <li>・ご契約者の自立支援のため、離床して食堂で食事をとっていただきますが身体の状態によっては居室で食事をとっていただく場合があります。</li> <li>・食事を一人で食べられない方には食事介助をいたします。</li> </ul>
入浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約者の身体の状態を維持し、精神的に快適な生活を営むことが出来るよう、入浴の機会を提供します。身体の状態により入浴ができない場合は、体調に応じて清拭を行います。</li> <li>・寝たきりの方でも特殊浴槽を利用して入浴できます。</li> <li>・洗身、洗髪ができない方には職員が介助し、口腔衛生の介助も行います。</li> </ul>
排泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排泄介助を行います。</li> <li>・排泄の自立を促すためご利用者の身体能力を最大限に活用した援助を行います。</li> <li>・ご契約者の身体状態に応じて排泄用介護用品を準備いたしております。</li> </ul>
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約者の身体状態に応じて日常生活に必要な機能の回復やその減退を防止するための訓練を行ないます。</li> </ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師や看護職員が健康管理にあたります。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝たきりを防止するため、できる限り離床に配慮いたします。</li> <li>・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるように援助します。</li> </ul>

### 【サービス利用料金】

#### ①（予防）短期入所生活介護費

サービス利用料は介護保険法が定める料金です。

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料金	5,290	6,560	7,040	7,720	8,470	9,180	9,870
1割負担	529	656	704	772	847	918	987
2割負担	1,058	1,312	1,408	1,544	1,694	1,836	1,974
3割負担	1,587	1,968	2,112	2,316	2,541	2,754	2,961

## ②その他加算

1日あたりの各種加算は以下のとおりです。

### ●全ご契約者対象の加算（※介護予防の対象）

項 目	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
機能訓練体制加算 ※	120	12	24	36
看護体制加算 (Ⅲ) イ	120	12	24	36
看護体制加算 (Ⅳ) イ	230	23	46	69
夜間職員配置加算 (Ⅳ)	200	20	40	60
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) ※	180	18	36	54
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	月 100	月 10	月 20	月 30
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数×14%			

### ●対象者のみの加算（※介護予防の対象）

項 目	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
送迎加算 (片道) ※	1,840	184	368	552
緊急短期入所受入加算	900	90	180	270
医療連携強化加算	580	58	116	174
療養食加算 ※	1食 80	1食 8	1食 16	1食 24
若年性認知症入所者受入加算 ※	1,200	120	240	360
看取り介護連携体制加算 ※ (死亡日及び死亡日以前 30 日以下について 7 日を限度)	640	64	128	192
口腔連携強化加算 ※	500/回	50/回	100/回	150/回
長期利用者提供減算 (連続利用 31 日目～60 日迄)	△300	△30	△60	△90
長期利用の適正化 (連続利用 61 日目以降) ※介護予防対象	要支援 1:(ユニット型) 要介護 1 (670) の 75% に相当する単位数 要支援 2:(ユニット型) 要介護 1 (670) の 93% に相当する単位数			
長期利用の適正化 (連続利用 61 日目以降) ※要介護対象	以下の表を参照			

### ●連続利用 61 日目以降の料金

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
利用料金	6,700	7,400	8,150	8,860	9,550
自己負担 (1割)	670	740	815	886	955
自己負担 (2割)	1,340	1,480	1,630	1,772	1,910
自己負担 (3割)	2,010	2,220	2,445	2,658	2,865

### ③居住費・食費

居住費・食費については下記の利用者負担段階に応じてご負担いただきます。

利用者負担段階	対 象 者
第4段階	下記以外の方
第3段階②	・ 市民税非課税世帯 ・ 年金収入等 120 万円超 ・ 預貯金 単身 500 万円以下、夫婦 1,500 万円以下
第3段階①	・ 市民税非課税世帯 ・ 年金収入等 80 万円超～120 万円以下 ・ 預貯金 単身 550 万円以下、夫婦 1,550 万円以下
第2段階	・ 市民税非課税世帯 ・ 年金収入等 80 万円以下 ・ 預貯金 単身 650 万円以下、夫婦 1,650 万円以下
第1段階	・ 市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 ・ 生活保護受給者 ・ 預貯金 単身 1,000 万円以下、夫婦 2,000 万円以下

利用者負担段階	居住費	食 費
第4段階	2,066円/日	1,445円/日
第3段階②	1,370円/日	1,300円/日
第3段階①	1,370円/日	1,000円/日
第2段階	880円/日	600円/日
第1段階	880円/日	300円/日

※送迎加算はご自宅への送迎が対象となります。

※送迎時間は8:30～17:00の間といたします。但し、送迎時間は入所日の状況に応じてその都度調整させていただきます。又、日曜日、年末年始は原則送迎できません。

※ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合は、サービス料金の全額をいったんお支払いいただく場合があります。要介護認定を受けた後は、自己負担を除く金額が介護保険から払い戻されます。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担を変更いたします。

※介護保険適用限度額を超えて利用する場合は、保険料の10割を負担することになります。

## (2) 介護保険給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

理美容	・ご希望の方は、月に1度の訪問理美容が利用できます。料金表に応じた実費をご負担いただきます。
貴重品管理	・ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用される場合は、事前に「貴重品管理委任契約」を締結していただきます。 ・管理する金銭の形態：施設が指定する金融機関に預けて入れている預金 ・お預りするもの：上記預貯金通帳、金融機関へ届け出た印鑑、年金証書等 ・出納方法：当施設貴重品取扱規定により管理いたします。 ・保管管理者：施設長 ・利用料金：1日あたり50円
日常生活上必要となる諸費用実費	・日常生活品の購入代金等、ご契約者の日常生活に要する費用で以下のものは、ご契約者にご負担いただきます。 ①レクリエーション活動等で個人的に材料として購入するもの。 ②電気代として、お持込みの電化製品1台につき1日50円ご負担いただきます。
領収書の再発行	・領収書の再発行は、1ヶ月分につき200円のご負担を頂きます。
複写物	・ご契約者は、サービス提供について所定の手続き後、閲覧することができますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 ・利用料金：1枚につき10円
その他	・ご契約者が退所していただく場合にもかかわらず、居室を明け渡さない場合等に本来の退所していただく日から現実に居室が明け渡される日までの期間に係る料金。 ①ご契約者の要介護度に応じた介護報酬の全額 ②ご契約者が要介護認定で自立と判定された場合は直近の要介護度に応じた介護報酬の全額 ・特別な食事を希望された際の費用。

## (2) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)の料金・費用は1ヶ月ごとに計算し毎月8日に前月分の請求書を発行しますので、その月の20日までにお支払ください。なお、支払いの方法は銀行口座振替(毎月20日引き落とし日、手数料は当施設負担)となっております。契約者又はご家族から契約者の支払いを受けた場合は、契約者及びご家族が指定する送付先に対して領収書を送付します。

※金銭の取り扱いは平日、8:30~17:30のみとなります



### (3) 入所中の医療の提供について

- ① 契約者の体調、健康状態からみて受診が必要な場合には、主治医への受診をお願いします。その際には、必ずご家族様の付き添いにてお願い致します。
- ② 事業所はサービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

### (4) キャンセル料について

利用当日までのキャンセル料をいただきません。利用当日のキャンセルにつきましては、食事代分をいただきます。(キャンセルできなかった食事分)

## 6. 事業所を退所していただく場合 (契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

ご契約者は、以下のような事由がない限り継続してサービスを受けることができますが、下記の事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約を終了し、ご契約者に退所していただくことになります。

① 介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
② 事業者が解散・破産・やむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
③ 事業所の滅失や重大な損失により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
③ ご契約者から退所の申し出があった場合 (下記参照)
④ 事業者から退所の申し出があった場合 (下記参照)

### (1) ご契約者からの申し出により退所する場合 (中途解約・契約解除)

① 介護保険給付対象外サービスの利用料金に同意できない場合
② 事業所の運営規定の変更に同意ができない場合
③ ご契約者が入院された場合
④ 事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
⑤ 事業者もしくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合
⑥ 事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑦ 他のご利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

## (2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には当施設から退所していただくことがあります。

- |  |
|--|
| ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または、不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合                   |
| ②ご契約者によるサービス利用料金の支払いが3ヵ月以上滞納し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合   |
| ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他のご利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |

※その他、個別に話し合いが必要な場合は、ご家族と協議を致します。

## 7. 緊急時における対応方法について

ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医、ご契約者及び代理人が指定する者に対し連絡を行う等必要な処置を講じます。

当事業所は、ご契約者に対し、嘱託医の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関での診療を依頼することがあります。

当事業所はご契約者に対し、施設介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご契約者及び代理人が指定するものに対し連絡を行うと共に必要な措置を講じます。

## 8. 苦情の受付

### (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情・要望・ご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ① 苦情受付窓口 福祉サービス相談委員会  
[職名] 第三者委員 工藤 護国・山崎 五月・得丸 直子  
生活相談員 赤嶺 千恵美
- ② 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30
- ③ 電話番号 097-548-8201

また、苦情受付ボックスをエレベーターホールに設置しています。

### (2) 行政機関その他苦情受付

大分市役所長寿福祉課	所在地 大分市荷揚町2-31第2庁舎2階 電話番号 097-534-6111 受付時間 8：30～17：15
大分県国民健康保険団体連合会	所在地 大分市大手町2-3-12 5階 電話番号 097-534-8470 受付時間 9：00～17：00
大分県社会福祉協議会	所在地 大分市大津町2-4-41 2階 電話番号 097-558-0300 受付時間 9：00～17：00

## 重要事項説明書付属文書

### 1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階
- (2) 建物の延べ床面積 4545.48㎡
- (3) 併設施設

寿志の里指定介護老人福祉施設	平成18年4月1日指定 大分市 4470104201号
寿志の里指定通所介護事業所	平成18年4月3日指定 大分市 4470104193号
寿志の里地域密着型介護福祉施設	平成24年3月1日指定 大分市 4490100437号

- (4) 事業所の周辺環境

美しい豊かな緑に、恵まれた立地環境。また、近隣他施設による医療・福祉・保健の連携の中で利用者の健康増進、安心した生活の実現が目指せます。

### 2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員	ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
生活相談員	ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
看護職員	主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
機能訓練指導員	ご契約者の機能訓練を担当します。
管理栄養士	ご契約者の栄養並びに身体の状況及び嗜好を配慮した食事の提供を行います。
介護支援専門員	ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
医師	ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後に作成する「(介護予防)短期入所生活介護計画(ケアプラン)」に定めます。

「(介護予防)短期入所生活介護計画(ケアプラン)」の作成及び変更は下記の通りに行います。

①当事業所の介護支援専門員(ケアマネージャー)に短期入所生活介護計画原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。



②その担当者は(介護予防)短期入所生活介護計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定いたします。



③(介護予防)短期入所生活介護計画が変更された場合、もしくはご契約者及びその家族等の必要に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、(介護予防)短期入所生活介護計画を変更します。



④(介護予防)短期入所生活介護計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

### 4. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたり下記のことを遵守します。

(1) ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

(2) ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認のうえでサービスを提供します。

(3) 記録について

ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じ所定の手続き後に閲覧でき、複写物を交付します。

(4) 非常災害対策について

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。消防計画に基づき月1回、定期的に避難・救出・その他の訓練を行います。

## 5. 事業所利用の留意事項

当事業所のご利用にあたって、事業所に入所されているご契約者の共同生活の場としての快適性・安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

持ち込み品の制限	利用にあたり、持ち込み品は事前にご相談ください。なお、以下のものは原則として持ち込むことができません。 ●ペット等動物類、危険とみなされる物等（刃物等） ●利用者個人で状態が異なりますので、無断で食べ物等を配らないようお願い致します。
面会	面会時間は8：30～19：30となります。
食事	食事が不要な場合は、前日までにお申し出ください。前日までにお申し出があった場合は、「食事にかかる自己負担額」はその停止する食事分についてはいただきません。
施設・設備上の使用上の注意	●居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。 ●故意に施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。 ●ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められた場合には、ご契約者の居室に立ち入り必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合にはご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。 ●当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
喫煙・飲酒	施設内では、禁煙・禁酒となっております。
その他	健康状態等に異常がある場合には、その旨を申し出ください。また、状態によっては利用をお断りする場合がございます。

## 6. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

但し、その損害の発生についてはご契約者様にも故意又は重大な過失が認められる場合には、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

## 7. 身体拘束について

事業所は、原則としてご契約者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。事業所は、前項のような緊急やむを得ない場合は、直ちに家族へ連絡をすると共に身体拘束の同意を求めるとします。

## 8. 秘密の保持

事業者及びサービス従事者は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。

ただし、契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。サービス担当者会議等において、ご契約者及びご家族の個人情報を居宅介護支援事業者等に必要に応じて提供します。

また、秘密保持に関しては社会福祉法人龍和会個人情報保護規定に定めます。

## 介護・診療情報の提供および個人情報の保護に関するお知らせ

当施設は、利用者の皆様への説明と納得に基づくサービス提供＝インフォームド・コンセント＝および個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

### ◆介護・診療情報の提供

ご自身の病状やケアについて質問や不安がおありになる場合は、遠慮なく、直接看護職員または生活相談員に質問し、説明を受けてください。この場合には、特別の手続きは必要ありません。

### ◆介護・診療情報の開示

ご自身の介護・診療記録の閲覧や謄写をご希望の場合は、遠慮なく、「相談窓口」に開示をお申し出ください。所定の手続き後、開示いたします。その際、開示・謄写に必要な実費をいただきますので、ご了承ください。

### ◆個人情報の内容訂正・利用停止

個人情報とは、氏名、住所等の特定の個人を識別できる情報を言います。

当施設が保有する個人情報（介護記録等）が事実と異なるとお考えになる場合は、内容の訂正・利用停止を求めることができます。職員にお申し出ください。調査の上、対応いたします。

### ◆個人情報の利用目的

個人情報は以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用いたしません。

サービス提供のために利用する他、施設運営、教育・研修、行政命令の遵守、他の医療・介護・福祉施設との連携等のために、個人情報を利用することがあります。また、外部機関による施設評価、学会や出版物等で個人名が特定されなかつたで報告することがあります。詳細は別表に記載します。

### ◆ご希望の確認と変更

入所予定の変更、介護給付・保険証等の確認等、緊急性を認めた内容について、利用者ご本人に連絡する場合があります。ただし、事前に受付までお申し出があった場合は、連絡いたしません。

居室における氏名の掲示を望まない場合には、お申し出下さい。

ただし、事故防止・安全確保のためには、氏名の掲示が望ましいです。

電話あるいは面会者からの、部屋番号等の問い合わせへの回答を望まない場合には、お申出下さい。

一度出されたご希望を、いつでも変更することが可能です。お気軽にお申出下さい。

### ◆相談窓口

ご質問やご相談は、各部署責任者または以下の個人情報保護相談窓口をご利用下さい。

個人情報保護相談窓口（事務室内設置の相談窓口）

令和2年4月1日  
管理者 宮崎 眞光



別表：通常の業務で想定される個人情報の利用目的

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔当施設内部での利用〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち、
  - －入退所等の管理
  - －会計・経理
  - －質向上・安全確保・事故あるいは未然防止等の分析・報告
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち、
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
  - －他の医療機関等からの照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託・その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち、
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関又は保険者へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
- ・第三者機関への質向上・安全確保・医療事故対応・未然防止等のための報告

【上記以外の利用目的】

〔当施設での利用〕

- ・当施設の管理運営業務のうち、
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －看護職員・介護職員等の教育・研修
  - －満足度調査や業務改善のためのアンケート調査

〔他の事業者等への情報提供を伴う事例〕

- ・当施設の管理運営業務のうち、
  - －外部監査機関への情報提供
- －当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答

年 月 日

指定短期入所生活介護サービス（指定介護予防短期入所生活介護サービス）の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項説明書、入所契約書、個人情報の保護について説明を行いました。

大分県大分市大字中判田1342番地の3  
社会福祉法人 龍和会  
特別養護老人ホーム 寿志の里  
施設長 宮崎 眞光

説明者

役 職  
氏 名

年 月 日

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項説明書、入所契約書、個人情報の保護について説明を受け、指定短期入所生活介護サービス（指定介護予防短期入所生活介護サービス）の提供開始に同意しました。

契約者

住 所  
氏 名

代理人

住 所  
氏 名